

西原町いじめ防止基本方針

西原町教育委員会
平成27年11月18日制定

1 はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。また、その問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見が重要です。

そこで、西原町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、いじめの問題解決に向けて、学校への支援の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が連携を深め、社会全体で子どもの健全育成に取り組むため、以下の姿勢・考え方ですべての児童・生徒が安心して学べる学校づくりを推進していきます。

2 いじめの定義と共通認識

いじめとは「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」の定義の下、いじめは重大な人権侵害であり決して許されるものではない行為として捉え「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添い、学校や教職員だけでなく、すべての関係者が連携し組織的に対応します。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、絶対許さない。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動に取り組むとともに、子どもが主体となるいじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が各々で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、個別相談等）
- (2) 子どもの行動を注視する。（行動観察、チェックリスト等）
- (3) 保護者との情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、保護者会等）
- (4) 地域と日常的に連携する。（地域懇談会、地域行事への参加等）

5 いじめの早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

- (3) 校長は、事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめの子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県や別に定める西原町学校問題解決支援協議会の活用を図る。

6 学校におけるいじめ防止等に関する取組み

学校は、いじめ防止等のため「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導体制を確立する。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組みを体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめ防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) いじめ防止等に係る組織

- ア いじめ防止及びいじめ早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。
- イ いじめ防止委員会を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめ防止等に係る児童生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会による、いじめ防止等のための取組みが主体的にできるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめ防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめ防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を図る。
- ウ いじめ防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめ防止等に係る保護者への広報及び啓発を行う。
- オ いじめ防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき事案や児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような事案もあることから、これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

7 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長及び県教育委員会へ報告する。
- (2) 町教育委員会は、学校からの報告をもとに、学校及び被害者家庭の両方へのヒアリング調査を実施し、ヒアリング調査結果を踏まえた処置等を早急に行う。